

平成24年度

第3回（仮称）碩田中学校区適正配置地域協議会

日時：平成24年11月20日（火）

18：30～20：30

場所：大分文化会館 第2小ホール

－ 会 議 次 第 －

I 開会のことば

II 会長あいさつ

III 議事

1 （仮称）碩田中学校区適正配置地域協議会規約（案）について

2 地域住民の懸念に対する取組について

3 今後の協議について

4 その他

IV 閉会のことば

議事

1 (仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会規約(案)について

(1) 3校統合案について

(2) 規約(案)について

(3) 会議の傍聴に関する要領について

2 地域住民の懸念に対する取組について

(1) 防災に関する講演会について

9/25(火) 大分大学工学部 小林 祐司 准教授 参加者：67名

(2) 小中一貫教育に関する講演会について

10/3(水) 大分大学教育福祉科学部 伊藤 安浩 教授 参加者：72名

3 今後の協議について

4 その他

(1) 第4回地域協議会の開催について

12/20(木) 18:30~20:30 大分文化会館 第2小ホール

(2) その他

第5回：2月上旬、第6回：3月上旬

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴に関する要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会規約第5条第6項の規定により、(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会 (以下「協議会」という。) の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴希望者は、受付において、傍聴希望者受付簿 (別紙1) に氏名、居住小学校区を記入するものとする。

2 前項の場合において、協議会は、会議の傍聴に関する注意事項 (別紙2) を会場に掲示するとともに、記載事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。

3 協議会は、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付簿に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、協議会は、会場の収容人員に応じて、傍聴希望者を制限することができる。

5 協議会は、第3項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書 (別紙3) を交付するものとする。

(傍聴を承認しない者)

第3条 協議会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の協議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害すると協議会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第5条 協議会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 協議会は、傍聴者に会議資料を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年11月 日から実施する。

(別紙1)

傍聴希望者受付簿

平成 年 月 日開催

会場に掲示された注意事項を遵守することに同意します。

受付番号	氏名	居住小学校区	備考

(別紙2)

会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならぬ。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会場から退場していただく場合があります。

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会

(別紙3)

No. _____

傍聴承認書

第 回 (仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴を承認します。

(仮称) 碩田中学校区適正配置地域協議会